

論 文 審 査 の 要 旨

博士の専攻分野の名称	博 士 （ 学 術 ）	氏名	玉素甫 艾沙
学位授与の要件	学位規則第4条第①・2項該当		
論 文 題 目			
敦煌文献における学士郎題識の研究			
論文審査担当者			
主 査	教授	荒見 泰史	印
審査委員	教授	桑島 秀樹	印
審査委員	教授	関村 誠	印
審査委員	准教授	李 郁惠	印
審査委員	准教授	河本 尚枝	印
〔論文審査の要旨〕			
<p>本研究は敦煌文献 64,000 点余りのうち、題識（書写した人物、時、場所、その他の状況等についての情報を知りうる記載）が残される 2600 点余りの文献を調査し、その文献を書写した人物とそれを取り巻く社会状況について研究を行うものである。この標題にもある「学士郎」という称号をもって写本を記載する人物は敦煌文献の中でも特に多く、その研究は既に先行研究も少なからずあるが、そもそも伝世の刊本資料等には記録がなく、その実態については不明な点が多く残されてきた。あるいは敦煌が 8 世紀以降にはチベット政権支配に 80 年ほどおかれ、その後 9 世紀半ばには帰義軍節度使という中原の王朝からは長く切り離された反独立国的な存在であったこともその理由となるかもしれない。しかし、印刷技術が発達する前の写本時代の「書写人」についての情報は他の文献資料にもあまり記されることはなく、学士郎についての情報はこの時代の文献資料の作成と伝播という点に関しても貴重であることには間違いない。</p> <p>本研究では、膨大な敦煌文献中の題識資料を解読した上で、敦煌の士族層における学士郎の名称の使用状況について、その変遷を詳細に論じる。敦煌では、中原地域から隔絶された時代において、科挙試験が実施されてこなかったこと、さらには中国から見れば異民族にあたる外来の士族の流入も多く、そうした時代における特殊な呼称として「学士郎」が用いられた可能性もあるため、使用実態の詳細な分析にはきわめて重要な価値があると認められる。</p> <p>論文の構成は、以下の通りとなっている。</p> <p>「緒論」では、研究背景、研究方法、研究構成と研究の意義についてまとめている。</p> <p>第一章では「学士郎の題識」として、まず敦煌文献の資料整理の概要を記したうえで、研究対象となる学士郎題識という概念の定義について論じ、敦煌文献に残される「学士郎」「学郎」「学生」「学士」などと使い分けられる題識の状況について概況をまとめる。</p> <p>第二章では「学士郎の身分」として、9、10 世紀敦煌における帰義軍節度使の政治的な体系と士族社会、そこにおける学士郎の呼称について分析する。それにより、学士郎とそれに類する呼称の用例には時代的な変化がみられることを明かにしている。具体的には学士郎の呼称は、学生、学士といった中国全土にみられる身分とは違う意味で用いられること、9 世紀後半</p>			

には土着の氏族層に見られ始め、胡族にも使用がみられること、官職につくほか僧職につくものも見られることなどである。つまり、土着の知識人に使用された正規の官職以外の呼称として用いられていたことを示すものともいえる。

第三章では「学士郎の行為」として、土着の知識人が、官職を得るまで、あるいは僧職へと転じるまでに学ぶ基礎的な教育の内容について論じる。それほど高い身分にはないとはいえ職位を得るまでには読み書きをはじめ基本的な教養を身に付けていく必要がある。この章では学士郎を中心に、敦煌での基本的な学びについて論じていく。

第四章では「学士郎の役割」として、先ず学士郎がどのような所属からどのような官職あるいは僧職を得ていくか、そして職を得た後も学士郎を名乗る現象について論じ、学士郎という呼称が「自称」として広く用いられていく現象を論じ、次に文献の書写だけではなくどのような文献を撰述していくかについて、難産にならないことを願う『難月文』という祈願文の撰述を例に挙げ論じている。

結論では、第四章までを総合し、今後の学士郎研究の可能性につき論じている。

なお、本研究の最大の貢献は、論文の巻末にも付されている地道な作業に基づく150頁を超える題識資料の一覧であり、それに基づく研究はこれまでの研究と比して格段に精度も上がり、説得力にとむものとなっている。

本論文は、次の2点で高く評価できる。

1. 敦煌文献にみられる題識資料を整理し、一覧にしてみられる資料を作成していること。この資料の学術的貢献度は極めて高いものと言える。
2. 詳細な資料に基づき、敦煌における学士郎という呼称が官職名などではなく、あくまでも自称として用いられていたこと、そしてそれを名乗る者たちがどのような職を得ていくかについて明らかにできたこと。

以上、審査の結果、本論文の著者は博士（学術）の学位を授与される十分な資格があるものと認められる。

備考 要旨は、1,500字以内とする。